

—尊厳を踏みにじる行為、すべてが高齢者虐待です—

# 高齢者虐待 あなたはどう考えますか？



☎地域包括ケア推進課地域包括支援センター ☎042-497-2082

介護を行う家族や親族などの養護者(介護者)が高齢者の尊厳を踏みにじってしまう行為である「高齢者虐待」が問題となっています。

地域のあたたかい見守りやさりげない声かけが高齢者や介護を行う家族の支えとなります。

高齢者虐待への知識を深め、虐待の防止・早期発見にご協力ください。

## こんな行為、実は虐待です

- ◇必要な介護をしない、受けさせない
- ◇年金や通帳を管理して、勝手に使っている
- ◇失敗を怒鳴ったり、叩いたりして教えている
- ◇椅子やベッドに縛り付けている
- ◇外出を制限している
- ◇排泄の失敗をあざ笑うなど

## 家庭内の虐待の8割以上は、認知症の方に対して起こっています

認知症に対する知識が不十分なために、症状が理解できず、「言うことを聞かない」「何度注意しても失敗を繰り返す」「わざと困らせている」などと養護者(介護者)が思ってしまう、虐待につながる場合が多くあります。

## 虐待は介護者が悪いわけではありません

介護により、心身ともに疲弊して、追い詰められている養護者(介護者)は少なくありません。悪循環を止めるためにも、虐待の早期発見が望まれます。

## 少しでもおかしいと感じたら…

少しでも気になることがありましたら、担当の地域包括支援センターへご連絡ください。

- 松山=清瀬市地域包括支援センター ☎042-497-2082
- 上清戸・中清戸・下清戸・元町=きよせ社協地域包括支援センター ☎042-495-5516
- 竹丘・梅園・野塩=きよせ信愛地域包括支援センター ☎042-492-1850
- 中里・下宿・旭が丘=きよせ清雅地域包括支援センター ☎042-495-1370



## 清瀬市認知症対策の最新情報を知ろう！ 講演会 きよせで認知症を考える

認知症の人やその養護者(介護者)にやさしい地域を目指し、認知症の人の意思が尊重され住みなれた環境で暮らし続けられるように認知症の早期診断・早期治療の大切さ、認知症初期集中支援チームの活動状況を知り、認知症への理解を深めてみませんか。先着100人。

- ◇基調講演「認知症を予防する」=飯塚友道氏
- ◇シンポジウム「清瀬市の認知症の実態と今後の対策について」=座長：清瀬市医師会会長 平野功氏

☎3月7日(木)午後2時～3時30分(受け付けは午後1時30分～) 場アミューホール ☎地域包括ケア推進課地域包括支援センター ☎042-497-2082へ

市では、「ゆりの会」や「よってこカフェinナルド」など認知症の方やその養護者(介護者)の方向けの事業を行っています。詳しくは今号6面へ。

## 交通災害共済(ちょこっと共済)にご加入を

ちょこっと共済は、公的な交通災害共済制度で、東京都の市町村に住民登録のある方なら年齢、健康状態に関係なく、いつでも、どなたでも加入できます。

2月1日から、平成31年度事前加入受け付けを開始します。

**【加入資格】**共済期間の開始日に、清瀬市に住民登録のある方

**【共済期間】**4月1日から平成32年3月31日まで(4月1日以降に加入申込みをされた場合、申込日の翌日から平成32年3月31日までが共済期間となります) **費**おとな・子ども同額、1人1口。Aコース=年額1,000円・Bコース=年額500円

**申**パンフレットに添付されている加入申込書に必要事項を記入し、会費を添えてりそな銀行清瀬支店派出所(市役所1階)、松山出張所、野塩出張所、りそな・三井住友・みずほ銀行の各清瀬支店、

西京・飯能信用金庫の各清瀬支店、東京みらい農業協同組合清瀬支店、さらばし銀行・青梅信用金庫の各秋津支店の窓口へ(印鑑は不要) ☎道路課交通安全係 ☎042-497-2096

※平成30年度に加入されている方も、平成31年度の申込みが必要です。

※見舞金の金額については下表参照。

※見舞金の請求には、交通事故(人身)証明書が必要です。自転車の単独事故など、小さな事故もカバーしますので、事故に遭ったら、すみやかに最寄りの警察署にお届けください。

※市外で出張受け付けを行います(詳しくは市ホームページへ)。



詳細はこちら

### 【交通災害共済の見舞金】

等級	交通災害の程度 (交通災害を受けた日から1年以内の日数)	見舞金	
		Aコース	Bコース
1	死亡	300万円	150万円
2	重度の後遺障害	200万円	100万円
3	入院日数30日以上以上の傷害	34万円	17万円
4	入院日数10日以上30日未満または実治療日数30日以上以上の傷害	14万円	7万円
5	実治療日数10日以上30日未満の傷害	8万円	4万円
6	実治療日数10日未満の傷害	4万円	2万円

### 【交通遺児年金】

会員が交通災害で死亡したとき、会員と生計を同じくしていた東京都の市町村民である中学生以下の子がいる場合、子が中学修了年限に達するまで交通遺児年金が支給されます(別途申込みの必要はありません)。遺児1人につき年額12万円で、半年ごとの支払いです。

## 市役所での税申告の受け付け混雑予想

2月18日(月)～3月15日(金)の平日に市・都民税の申告を市役所で受け付けます。例年、申告期間は大変混雑します。下表を参考にお越しください(昨年の実績に基づき作成しているため、実際の状況と異なる場合があります。特に今年度は例年以上の混雑が予想され、3

月の待ち時間は1時間以上となる恐れがあります)。

**【受け付け時間】**午前の部=午前9時～11時(番号札配布は午前8時30分～)、午後の部=午後1時～4時30分(番号札配布は午前11時～) ☎課税課市民税係 ☎042-497-2040

### 市・都民税申告受け付けの混雑状況予想

👤=大変混雑 🧑=混雑 🟢=比較的すいている 🟡=すいている

	2月18日(月)	2月19日(火)	2月20日(水)	2月21日(木)	2月22日(金)
午前の部 (午前9時～11時)	👤	👤	👤	👤	🧑
午後の部 (午後1時～4時30分)	👤	🧑	🧑	🧑	🧑
	2月25日(月)	2月26日(火)	2月27日(水)	2月28日(木)	3月1日(金)
午前の部 (午前9時～11時)	👤	🧑	🧑	🟢	🟢
午後の部 (午後1時～4時30分)	👤	🟢	🟡	🟡	🟢
	3月4日(月)	3月5日(火)	3月6日(水)	3月7日(木)	3月8日(金)
午前の部 (午前9時～11時)	🧑	👤	👤	👤	👤
午後の部 (午後1時～4時30分)	🧑	🧑	🧑	🧑	🧑
	3月11日(月)	3月12日(火)	3月13日(水)	3月14日(木)	3月15日(金)
午前の部 (午前9時～11時)	👤	👤	👤	👤	👤
午後の部 (午後1時～4時30分)	👤	👤	👤	👤	👤

## 申告書の提出のみの方へ 申告書投函箱をご利用ください

申告書の記入が済み、職員による内容確認が不要の場合、申告書などの必要書類を入れた封筒を申告会場の「申告書投函箱」へ入れるだけで、手続きが完了します。

☎2月18日(月)～3月15日(金)の平日 午前8時30分～午後5時  
※收受印を押した申告書の控えが

必要な方は、お待ちいただく場合があります。  
☎課税課市民税係 ☎042-497-2040



並ばずに提出

## 今月の納期

- ◆固定資産税・都市計画税(第4期) 2月28日(木)までに納めてください。
- ◆国民健康保険税(第8期)
- ◆後期高齢者医療保険料(第8期)
- ◆介護保険料(第8期)